

令和7年度「小学生人権啓発標語コンテスト」募集要領

1 主 催

香川県人権擁護委員連合会、高松法務局

2 趣 旨

香川県内の小学生から人権尊重を訴える標語を募集することにより、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的として実施する。

3 応募規定

(1) 対象

香川県内の小学校4年から6年に在学する児童及び特別支援学校の小学部4年から6年に在学する児童

(2) 標語の内容

当該年度の啓発強調事項（別添参照）を含め、人権尊重思想の重要性を訴えるもの

(3) 標語の字数

30字以内（漢字も1字として扱う）

(4) 応募点数

一人1点に限る。

(5) その他

ア 応募作品は、返却しない。

イ 応募作品は未公表のものに限る。

ウ 他の募集との二重応募が判明した場合は、入賞を取り消す。

エ 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとする。

オ 入賞作品は、主催者が行う人権啓発活動以外には使用しない。

カ 入賞作品を発表する場合は、応募者の個人情報のうち「学校名」、「学年」及び「氏名」を利用する。

4 応募作品の送付

(1) 各学校からの送付について

応募に当たり、各学校内における予選（推薦作品の選定）を実施する必要はない。各学校は、作品一覧表（別紙(1)）を令和7年9月12日（金）（必着）までに【作品の送付先】の①から③の該当する宛先に送付又は④の宛先にメール送信する。

なお、各学校において自主的に予選を実施する場合は、以下の基準に従った数の推薦作品を選定し、作品一覧表（別紙(1)）を令和7年9月12日

(金) (必着)までに【作品の送付先】の①から③の該当する宛先に送付又は④の宛先にメール送信する。

応募総数	推薦できる作品数
1～9作品	1作品
10作品以上	応募総数の10%以内の作品数(小数点以下は切捨て)

※ 作品一覧表(別紙(1))の電子フォーマット版は、高松法務局ホームページトップ画面の新着情報欄『令和7年度「小学生人権啓発標語コンテスト」募集要領』からダウンロードできます。

【作品の送付先】

① 高松市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町の各小学校、特別支援学校(小学部のみ)

〒760-0019 高松市サンポート3番33号
高松法務局人権擁護部内
高松人権擁護委員協議会事務局
TEL 087-821-7850

② 丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、琴平町、多度津町、まんのう町の各小学校、特別支援学校(小学部のみ)

〒763-0034 丸亀市大手町3丁目1番1号
高松法務局丸亀支局内
丸亀人権擁護委員協議会事務局
TEL 0877-23-0228

③ 観音寺市、三豊市の各小学校、特別支援学校(小学部のみ)

〒768-0067 観音寺市坂本町5丁目19番11号
高松法務局観音寺支局内
観音寺人権擁護委員協議会事務局
TEL 0875-25-4528

④ メールを送信先

香川県人権擁護委員連合会事務局
mail : jyi47r_moj_bal@i.moj.go.jp

(2) 各協議会における予選について

予選は、必要に応じて、高松、丸亀及び観音寺の各人権擁護委員協議会において実施する。

5 審査

(1) 第1次審査

高松、丸亀及び観音寺の各人権擁護委員協議会において、各校からの推薦作品について、以下の基準に従って最終審査への推薦作品の選定を行う。

最終審査への推薦作品に別紙(2)と学校から送付のあった全ての応募作品を添付の上、令和7年10月8日(水)までに香川県人権擁護委員連合会宛てにメール送信する。

最終審査への推薦作品	第1次審査作品の10%の作品 (小数点以下は切捨て)
------------	-------------------------------

(2) 最終審査

香川県人権擁護委員連合会及び高松法務局の審査員において、最終審査に推薦された作品について、以下の基準に従って優秀賞及び佳作の選定を行う。

優秀賞	10作品
佳作	10作品

6 表彰等

- (1) 優秀賞受賞者には、表彰状と副賞を授与する。
- (2) 佳作受賞者には、表彰状を授与する。
- (3) 本年度を含み、連続して3回以上にわたり本年度を含む過去の応募率から多数の児童から応募があると認められ、かつ、啓発効果が顕著であると認められる学校に対し、感謝状を贈呈する。ただし、本年度を含む過去5年間に、感謝状の贈呈を受けた学校を除く。

7 発表

- (1) 入賞者への通知は、令和7年11月下旬以降に各学校を通じて行うこととし、学校等において人権擁護委員が表彰状等の授与を実施することを妨げない。
- (2) 報道機関及び県内市町に対し広報依頼を行うとともに、高松法務局ホームページにおいて入賞作品を発表する。また、入賞作品は、高松法務局及び香川県人権擁護委員連合会が発行する人権作品集に掲載する。

8 問合せ

標語コンテストに関する問合せ先は、以下のとおりとする。

☎ 087-821-7850 (高松法務局人権擁護部内標語コンテスト担当者)

啓発強調事項

令和7年度啓発活動重点目標

「誰か」のこと じゃない。

年間強調事項

- 女性の人権を守ろう
- こどもの人権を守ろう
- 高齢者の人権を守ろう
- 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 部落差別（同和問題）を解消しよう
- アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 外国人の人権を尊重しよう
- 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者及びその家族の人権に配慮しよう
- インターネット上の人権侵害をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう
- ゲノム情報（遺伝情報）に関する偏見や差別をなくそう